

情報セキュリティサービスの利用促進（政府等の支援策）について

経済産業省では、情報セキュリティサービスの利用を促進するため、政府や地方公共団体の調達、税制・補助金における「情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト」の推奨を実施しています。

(1)コネクテッドインダストリーズ税制

●「革新的データ産業活用計画」認定申請のご利用の手引きより抜粋

セキュリティ監視・運用サービスを利用する場合、経済産業省が定める「情報セキュリティサービス基準」及び当該基準を満たすと認められた企業を記載した「情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト」に記載があるサービスを利用している。

※情報セキュリティ監査、脆弱性診断についても同様に記載されている。

(2) 政府や地方公共団体の調達

●「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」より抜粋

- ・基本対策事項 2.3.2(1)-2「機関等外の者に監査の一部を請け負わせる」について

経済産業省が定める「情報セキュリティサービス基準」及び当該基準を満たすと認められた企業を記載した「情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト」（うちセキュリティ監査サービスに係る部分）を活用するほか、（中略）～参照することも考えられる。

●「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」より抜粋

- ・2.3. 外部監査人の調達(2)企画提案書の書式作成 7 監査人の実績等

i)組織としての認証資格等 ※例えば、ISMS 認証やプライバシーマーク認証、情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト（うちセキュリティ監査サービスに係る部分）、情報セキュリティ 監査企業台帳への登録等

以上